

Q 県議会の役割は？

学生A： 県議会は、具体的にどんなことをしているのですか？

先生： 県議会は、群馬県という地方公共団体が、県民のためにどのような仕事をしていったらよいか決めるところで、仕事を進めるために必要なお金の使い方を決めたり、決めたとおりに正しく使われているか調べたりします。また、県の仕事をチェックしたり、県民の要望や意見（請願・陳情を含む。）を県の仕事に反映させたりと、様々なことをしています。他にも、国に対して意見や要望を出したり、県の決まり（条例）の制定、改正や廃止を行っています。

学生A： 県議会の仕事って重要なんですね。

先生： 議決機関である議会と執行機関である長や行政委員会^{*}は、お互いに協力して県政を運営していくことから、車の両輪にたとえられます。

地方分権が進み、地方公共団体が自分たちで決められる事柄が増えてきているので、県民の代表機関、県の意思決定機関である県議会の役割はますます大きくなっています。

学生A： 県議会には、その役割を果たすため、どんな権限があるのでしょうか？

先生： 県民が選んだ代表者の集まりである県議会には、法律によって多くの権限が与えられています。主なものとして、議決権、同意権、調査権・検査権、意見書提出権があります。

学生A： 県議会の調査権・検査権にはどんなものがありますか？

先生： 地方自治法には、県議会が県の仕事の進め方について調査・検査することができること、監査委員に事務監査を行うよう請求することができることと定められています。いわゆる「100条調査権」は最も強力な権限で、罰則による制裁措置も実施できるとされています。

学生A： 調査権は議員個人に与えられているのですか？

先生： 調査権は、県議会に認められたものであり、議員個人に認められたものではありません。

(※) 行政委員会：国や県、市町村に置かれる合議制の行政機関。政治的中立性を守る観点から、長の指揮監督が制限されている。教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会などがある。

○議決権

議会に与えられた権限の中で最も重要なもので、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、一定金額以上の契約の締結など、県政の重要な事柄に関しては、全て県議会の議決が必要です。

地方自治法 第96条〔議決事件〕

○同意権

知事が県の重要な地位に就く人（副知事、監査委員など）を選任、任命するときは、県議会の同意が必要です。

地方自治法 第162条〔副知事及び副市町村長の選任〕
第196条〔選任及び兼職の禁止〕
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条（任命） など

○調査権・検査権

県の仕事が、県議会の決定に従って適正に行われているかどうかを調査、検査できます。

地方自治法 第98条〔検査及び監査の請求〕
第100条〔調査権〕

○意見書提出権

県民の福祉の向上や利益につながることについて、国などに意見書を提出することができます。

地方自治法 第99条〔意見書の提出〕

そのほか、国政や社会問題などについて、県議会の意思を明らかにするために「決議」もあります。